

令和2年度「介護予防拠点施設増館健康センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

介護予防拠点施設増館健康センターについては、増館町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和3年1月6日

施設名	増館健康センター
設置目的	地域住民が健康で生きがいのある老後を過ごすため、設置する。
所在地	青森市浪岡大字増館字富岡140番地2
指定管理者	【名称】増館町内会 【代表者】町内会長 須藤 章輝 【住所】青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
指定期間	平成28年4月1日 から 令和3年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	施設管理について	町内会長が管理者となり、施設を適正に管理している。 法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検を行い、良好な状況を維持している。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組みについて	防犯・防災マニュアルや緊急連絡網を作成し、緊急事態発生時の対応に取り組んでいる。 管理運営業務事業計画に基づき、7月と12月に避難訓練を実施した。 施設の見回りを随時実施している。	○	
	個人情報保護の取扱いに関する取組みについて	青森市個人情報保護条例及び施行規則を遵守し、知り得た個人情報は当施設の利用に関する目的以外には使用していない。 個人情報に係る書類は鍵つきの書庫に保管し、適正な管理に努めている。	○	
	環境保全、負荷低減への取組みについて	「青森市環境方針」に則り、節水や節電の協力を利用者に周知している。	○	
運営について	市民の平等な利用の確保について	介護予防拠点施設の特性を踏まえ、地域に開かれた施設として、利用者に対し公平性を保ち、施設運営にあたっている。	○	
	利用者等の要望等の把握と反映について	施設内に意見・要望ノートを設置し、利用者からの意見等があった際には役員会に報告し、臨機応変に対処することとしている。 必要に応じ市と協議し、改善を図ることとしている。	○	
	利用者に対するサービス向上について	利用者から苦情があった場合は、苦情受付マニュアルに従い解決を図り、サービス向上に努めることとしている。	○	

【総合評価】

これまで利用者からの苦情等はなく、また、施設の異常などが発見された場合は市へ連絡しており、適正な管理が実施されている。  
施設管理は、協定書や仕様書の業務内容に基づき適正に行われている。  
今後も地域における介護予防活動等に積極的に取り組んでいただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡事務所  
【電話】 0172-62-1134  
【メール】 n-kenko@city.aomori.aomori.jp